

平成30年第2回坂町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成30年6月4日 (月)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 平成30年6月6日 (水)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (11名)

|                |           |
|----------------|-----------|
| 1番 光岡美里君       | 2番 末吉克巳君  |
| 3番 岡本則夫君       | 4番 中川ゆかり君 |
| 5番 主枝幸子君       | 6番 奥村富士雄君 |
| 7番 柚木喬君        | 9番 瀧野純敏君  |
| 10番 中雅洋君       | 11番 大田直樹君 |
| 12番 川本英輔君 (議長) |           |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |        |
|---------|--------|
| 町 長     | 吉田隆行君  |
| 副 町 長   | 山中裕之君  |
| 教 育 長   | 太田耕樹君  |
| 技 監     | 福代智之君  |
| 総 務 部 長 | 新木之博君  |
| 民 生 部 長 | 中村政愛君  |
| 教 育 次 長 | 河本和彦君  |
| 総 務 課 長 | 藤本大一郎君 |
| 企画財政課長  | 車地孝幸君  |
| 税務住民課長  | 大畠英司君  |
| 民 生 課 長 | 高橋蔦江君  |

|            |        |
|------------|--------|
| 保険健康課長     | 増木梨江君  |
| 環境防災課長     | 西谷伸治君  |
| 産業建設課長     | 竹岡佳宏君  |
| 都市計画課長     | 中村輝彦君  |
| 学校教育課長     | 新谷裕美子君 |
| 生涯学習課長     | 福島浩二君  |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉原修君   |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 西谷信樹君 |
| 主 事 | 畝本純希君 |

~~~~~○~~~~~

#### 8. 議 事 日 程

##### 議 事

日程第1 「一般質問」

日程第2 発議第1号 「総合計画調査特別委員会の設置について」

##### 追加日程

日程第1 「閉会中の継続調査について」

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(西谷信樹君) 御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(西谷信樹君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) 改めまして、皆さん、おはようございます。本日は定例会2日目に入ります。傍聴席の皆様には、何かとお忙しい中、おいでいただきありがとうございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員は11名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、8名から8問の質問事項が通告されています。それでは、順次発言を許します。

なお、質問の際には要点を絞って御発言願います。

また、再質問は5問までといたします。

5番主枝幸子議員から「小屋浦地区定住促進について」の質問を願います。

主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 「小屋浦地区の定住促進について」お伺いします。

小屋浦地区においては、子供や若い世代が減少し、地域活動を担う人材も不足するなど、将来あるべき地域の活性化に不安を感じております。子育て支援を目的とした町有住宅の改修（66戸）も完了し、安心して子供を産み育てることができる居住環境整備事業も計画されていることから、以上3点についてお伺いいたします。

1、入居者が1戸にとどまっていますが、入居促進を図るべき方策について。

2、今後、入居が見込めない場合の対策について。

3、既存の入居者に対する情報提供と新たな入居者との連携体制づくりについて。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「小屋浦地区定住促進について」お答えをいたします。

本町は単独町政を維持し、自主自立の行財政運営を図るための施策として、子育て支援住宅等の整備を行い、若い世代の定住化を促進をしております。

とりわけ人口減少が顕著となっている小屋浦地区につきましては、定住促進に向けた重点施策として、昨年度、平成28年度に取得した町有住宅の空き室を子育て世代が入居できるよう全面改修するとともに、周辺環境の整備は途上であるものの、本年1月から入居者の募集を開始をいたしました。

御質問1点目の、入居者が1戸にとどまっているが、入居促進を図るべき方策についてでございますが、町有住宅周辺の環境整備を行い、町有住宅の魅力をさらに向上させることが第一と考えております。

このため、町有住宅に隣接する町有地に各種遊具を備えた公園を整備することとい

たしており、本年9月末までに完成をさせ、子育て世代が入居しやすい環境づくりを行ってまいります。

また、こうした一連の整備が完了した後、子育て世代包括支援センター、保育園、留守家庭児童会等がサポートする妊娠期から出産、子育て期に関する切れ目のない支援体制、海や山といった豊かな自然や地域で子供たちを見守り育てる風土など、小屋浦地区の魅力も含め、総合的かつ積極的なPR活動を行ってまいりたいと考えております。

御質問2点目の、今後、入居が見込めない場合の対策についてでございますが、小屋浦地区の人口増加対策という困難な課題に対して、計画的に旧雇用促進住宅の取得、居室の全面改修、周辺環境の整備など、順次、進めているところでございます。

このように、現在、鋭意取り組んでいる最中でございますので、今後、入居が見込めない場合など、仮定の御質問へのお答えは控えさせていただきたいと存じます。

御質問3点目の、既存の入居者に対する情報共有と新たな入居者との連携づくりについてでございますが、新たな入居者に対しては、自治組織である町内会への加入を呼びかけるとともに、町内会に対しては入居の情報提供を行い、秩序ある住みよい生活が創出されるよう、町と地域が意思疎通を図りながら連携づくりに取り組んでまいります。

今後とも、子供を持つ若い世代が坂町有小屋浦住宅へ入居することなどにより、小屋浦地区の人口増加に向けた取り組みを進めてまいります。

御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 小屋浦住民協、小屋浦まちづくり協議会の要望を受け実施された旧雇用促進住宅である町有住宅の改修、また、これから施工予定の公園整備については、今後の小屋浦人口増に向けた定住促進には欠かせない事業であり、住民の認識も高く、小屋浦住民が大きな大きな期待をしているところです。

多額の町費を費やした施設なので、入居していただかないと、もともともありません。そのため、今後、定住促進に向けては、小屋浦まちづくり協議会も一緒になって広報活動をすべきと考えております。

そこで、私から幾つかの質問及び提案をさせていただきます。

最初に、町有住宅入居者募集という横断幕はありますが、残念なことに連絡先が書

いてありません。興味を持って、どうかなという人も、連絡はどこにしたらいいのか、ちょっとわかりません。

それと、屋上から懸垂幕をすれば、電車を利用する人もよく見えるし、インパクトがあると思います。どうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

国道から横断幕が見えにくいということでございました。

懸垂幕を設置してはどうかということでございますが、懸垂幕につきましても、国道から町有住宅の壁までの距離、距離感が遠くなるということはございますが、高さの関係から言えば、よりわかりやすくPRに活用できるものだというふうに考えております。

また、現在設置しております横断幕につきましても、公園工事に伴いまして、一時的に外したり、あるいは位置を変更したりというようなことが生じております。このようなことから、町有住宅の効果的なPRに向けまして、周辺環境の整備と歩調を合わせながら、町有住宅の全体図を考えながら、懸垂幕の設置、また連絡先の明示については前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） まず、環境が整っていないので、全体像が見えません。そこで、公園の完成予想図や家賃、間取りなどがわかるチラシをつくることもよいのではないのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

現在、チラシにつきましても、町有住宅に係ります新たなチラシといたしまして、子育て支援や隣接地の公園、あるいは小屋浦の魅力等を取り込んだものを作成している途上ではございますが、部分的に既存に作成していたチラシを一部修正しまして、現在、パオちゃんルームの窓口のほうにも置かせていただいております。

いずれにしても、公園等が完成した後は、そうしたチラシも完成いたしまして、パオちゃんルームにもまた置かせていただき、周辺等へのPR活動へ活用させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） よくわかりました。

それと、5月のさか広報の表紙、最後のページに子育て支援センターパオちゃんルームが紹介されています。利用者のコメントには、子育ての悩みを持つお母さんが保育士さんたちに話すことで心がすっと軽くなった、利用してよかったという声が多くあります。利用者の多いパオちゃんルームが町有住宅内にあるということがわかりにくい。小さな文字で紹介した部分しかありません。なぜわかりやすく、例えば表紙に入居者募集中の町有住宅内子育て支援センターパオちゃんルームなど、人の目につくような方法もあったのではないのでしょうか。

私が今から言いたいのは、入居者が少ない状況は幹部会議などでわかっていると思います。どんな事業であっても、会議の中で各課がアイデアを出し合いながら情報交換、情報の共有、横のつながりなど、町全体で強い連携を取り組んでいただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） まさに、今、そういうことをやっておりますし、これからも積極的にやろうということで、今、計画をいたしております。

いずれにしましても、状況が、確かに平成29年度でリニューアルをしたんでありますけども、全体的な部分が整ってないわけです。例えば、ことしの3月時点では、まだ現場事務所もあるとか、フェンスもあるとか、それから国の管理しておる植樹帯もちょっと難しい状況になっておるとか、そういう状況でありましたんで、それともう一点、やはり通常の、例えばここの子育て支援住宅とか、あるいは、北新地にあります町営ベイシティ坂とか、そういうものに入居していただくような状況と同じような展開で施策を進めておったんでは、これは小屋浦住宅の場合にはなかなか難しいことはわかっておるわけでありまして、そこらも含めながら、また議員さんからも御指摘いただきましたことも含めながら、これから公園が完成する9月を目途に、しっかりと役場の庁舎内でも各課からもいろいろな情報をいただきながら、それを総合的に整理した、網羅したものをパンフレットとして皆さんに配布するようなことを、今、考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 公園ができ、多くの入居者を期待しています。

答弁にもありましたが、入居が見込めない場合などの過程の質問は答弁を控えさせていただきますと言われました。何か国会の答弁に似ている感じだなと思いつつも、あえて一つだけ聞かせていただきます。

検討課題の中に、家賃を下げることは入っているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） その辺もお答えは控えさせていただきたいと思います。

それと同時に、やはりこれは地方創生ということで、子育てのための住宅改修ということで、御承知のように交付金を2億2,250万円ぐらい国からいただいてやっておる事業でありますので、当然、1年か2年、入居者が少ないんで、ほいじゃあやめたというわけにはいかないと思います。同時に、これは小屋浦地区の活性化ということが最大の目的でございますので、先ほど、冒頭申しましたように、行政、地域、町民一体となって、これをあらゆる方法でPRをしていきながら、一日も早く全ての部屋が入居できるような状況にするように努めていくのが、今回のこの事業の趣旨だというふうに思っておりますので、そういう面では皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 答弁はそのように返ってくるとは思いましたが、住民が一番関心を持っていることなので、あえて聞きました。

それから、子育て支援施設として町有住宅内にパオちゃんルームが設置され、人気があります。このように子育て支援については、町が施設を設置した、支援をしていることはありがたいのですが、町の思いだけではなく、支援を受ける側の住民が利用したい、利用してよかった、支援があつてよかったと感じられる仕組みが必要と考えます。

そこで、また町長にお伺いします。

坂町の子育て支援については、明らかに県内では支給年齢がおくれている乳幼児医療制度などを含め、いま一度、見直しをすべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 医療費等の負担につきましては、いろいろな考え方があろうか

と思いますけれども、トータルで言いますと、この近隣の自治体とは余り変わらないような状況になっておるのではないかというようなちょっと認識はいたしておりますが、近隣の自治体に沿ったような体制にできないわけでもありませんので、そこらはしっかりまた検討していきたいと思っておりますけれども、全体の負担割合からいきますと、そんなに格差はないということは計算上出ておりますけれども、しっかりまた対応していきたいと思っております。

それともう一点、何だったのですかね。

○5番（主枝幸子議員） それで結構です。ありがとうございます。

○議長（川本英輔議員） 1番光岡美里議員から「大人のひきこもり対策について」質問願います。

光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 「大人のひきこもり対策について」お伺いします。

ひきこもりとは、仕事や学校に行かず、かつ、家族以外の人との交流をほとんどせずに、6カ月以上続けて自宅に引きこもっている状態のこと、買い物などで時々外出することもあるという場合もひきこもりに含まれるとあります。

内閣府が行った15歳から39歳を対象とした実態調査では、半年以上自宅や自室から出ない、趣味や近所のコンビニに行く以外は外出しないといった人は、推計でおよそ54万人いるという結果が出ています。

そして、年齢が上がるにつれ、ひきこもりの期間が長期化している傾向があり、長期化すると、ひきこもりからの脱却が大変になるという報告も出ています。

このため、40代以上のひきこもり実態を把握するために、国は調査のための予算をつけたところです。

そこで、こうした大人のひきこもりについて、坂町では現在どのような支援を行っているのか、今後、どのように対策を展開していくのか、当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「大人のひきこもり対策について」お答えをいたします。

国はひきこもりに関する全国的なアンケート調査を平成22年及び平成27年に15歳から39歳を対象に実施をいたしました。

平成22年の調査では、ひきこもりの該当者は約70万人、平成27年の調査では約54万人と、約16万人減少したものの、ひきこもりの期間につきましては、7年

以上が34.7%と最多となっており、ひきこもり期間の長期化に伴い、対象者の高年齢化が進んでいる状況でございます。

このような中、国は本年秋をめどに、40歳から59歳の中高年層を対象とした約5千世帯に対し、ひきこもりの実態把握に向けた初めてのアンケート調査の実施を予定をいたしております。

御質問1点目の、大人のひきこもりについて坂町ではどのような支援を行っているのかについてでございますが、相談しやすい環境の整備といたしまして、役場、保健センター等を含め、身近な地域にあるひきこもりに対する支援機関等の情報を広報、ホームページ等に掲載をし、周知に努めております。

また、御家族等からの御相談に対しては、保健師等が対応をし、町職員、県医療機関、各種関係機関と連携する中で、それぞれのケースに対応した支援を継続的に実施をし、御家族への訪問支援も行い、家族がひきこもり本人に対しどのように接していけばよいのかなどのアドバイスを行い、必要に応じて医療機関への受診につなげるための支援等も行っております。

御質問2点目の、今後、どのような対策を展開していくのかにつきましては、現在の支援を継続するとともに、本年、国が実施する調査結果を参考に、本町の実情に応じた対策を検討してまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） この大人のひきこもりですが、小中学生など教育機関とつながっている児童生徒の不登校やひきこもりといった状態に対しては、教育機関を通して外部とのつながりがあるため、発覚もしやすく、さまざまな取り組みがなされているところだと思います。

一方で、大人のひきこもりについては、ひきこもっている期間が長期化し、ひきこもり期間が短い人よりも、ひきこもりからの脱却が数倍困難であるということも考えられています。

そこで、ひきこもり状態になっている当事者の方々への支援ももちろん必要ですが、御家庭そのものの孤立を防ぐためにも、家族への支援が大切になると考えます。

坂町には障害者の親の会ですとか、発達障害児の親の会などが既に発足しており、親同士で気持ちを話して支え合える関係づくりができるという体制が整えられて、大

変効果的な意義のある活動につながっているところです。

また、近隣で言うと、例えば精神障害者の家族会などが海田町でも立ち上がっていて、日々の悩みや喜びなどを語り合う場というふうに紹介もされており、町という自治体単位だからこそ有効な活動につながっていると聞いております。

大人のひきこもりについても、親の会の育成などは有効な対策の一つになると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 大人のひきこもりについて、家族の会を立ち上げてはどうかという御意見をいただきました。

この大人のひきこもりの実態でございますけれども、高齢化してきております。本人が高齢化しているということは、御家族も高齢化をしてらっしゃる。お聞きになったことがあるかと思いますが、ひきこもりについては、いわゆる8050問題、80歳の親が50歳代の無職とかそういったひきこもっている方を見られているという問題でございます。そういった親の会を立ち上げようとしたときに、やはりその親自体が高齢化しているという問題も一つございます。なかなかその方がもう介護の状態で、施設に入られてたりとかということもありますでしょうし、なかなかその親の会の立ち上げというのは、すぐにはできかねるのかなとは思ってはおりますが、先ほど議員のほうからありました、小中学校の不登校ですね、そこからの引き続きのひきこもりということもございますので、そういった観点から、住民様のほうから御要望等もいただきながら、そういった親の会の発足も考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 8050問題ということで、大変わかりやすく解説していただけたと思います。

80歳代の親が50代の子供を見るというところに行くまでの、例えば60歳代の親が30代の子供、70歳代の親が40代の子供というようなところでも、要は、親が現役世代というところで、日中、仕事をしていて子供を支えているけど、土日で家庭のことにやっと向き合えるというような御家庭の声も拾えるような仕組みをつくるが必要になってくると思います。

そこで、当事者や御家族も含めて、こういう課題に興味、関心がある人たちがまず

集まって、いろいろな情報交換をして理解を深め、家庭内だけで抱え込まざるを得ない状況から、思いを共有できるネットワークづくりをしていくということもやはり必要になってくると思います。

そのため、まずは大人のひきこもりについての勉強会ですとか、講演会の開催も有効な対策と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） こういったひきこもりについて、皆さんに御理解をいただく勉強会の開催をしてはどうかという御意見でございます。

本町におきましても、こういった講演会のみならず、心の健康相談でありますとか、それを年4回、保健センターのほうで、精神科医に来ていただいて、個別の相談等もしております。そういったところのPRとか、あとは国が掲げております地域共生社会「我が事・丸ごと」地域づくり、まさしく、今、議員がおっしゃったように、みんなを支えていくということが大切になってまいります。

いつも申し上げておりますが、本町においては、今年度実施いたします住民参加型研修会というのを各地区で開催させていただく予定でございます。そのような中からいろいろな御意見をいただきながら、そういった勉強会につきましても立ち上げて開催してまいりたいとは思っておりますが、なかなか開催しますよといって集まっていただくというのは難しいので、どこか集まられているところに行って、こちらがそういった知識のほうを御説明させていただいたり、やはりこちらが出向いていくということが必要ではないかと思っておりますので、そちらの方向性で進めてまいりたいとは思っております。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 既存の勉強会ですとか研修会というところで、熱意を持って集まっておられる住民の方々に、大人のひきこもりというところも普及啓発していただけることを強く期待しています。

では、続いての質問ですが、先ほど答弁いただいたように、身近な地域にあるひきこもりに対する支援機関である広島ひきこもり相談支援センターですが、これ、広島県内に3カ所あって、坂町を担当することとなっているのは、安芸区にある瀬野川病院にある中部・北部センターになります。ここでは、電話、来所、または必要に応じて訪問などで相談に応じてくれるということと、相談内容に応じて、他の適切な関係

機関とつながるように支援をしてくれます。

そこで、坂町はこの広島ひきこもり相談支援センターと具体的にはどのような連携体制をとっているのかをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 広島ひきこもり相談センターということでございまして、安芸区の瀬野川病院のところに社会福祉法人を立ち上げて、そちらに相談センターのほうを設置していただいております。

本町といたしましては、こちらのほうに、やはり年間何名かの御相談をしていただいております。例えば29年度で申しますと、2名の方が延べ23回、そちらのほうに出向かれて御相談等をされておきまして、本町におきましても、このセンターへの紹介ですね、やはり保健師等、また介護保険等で訪問したおたく、そういったところ、ケアマネジャー等にもこういったセンターを周知いたしまして、啓発には努めてまいっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 4番中川ゆかり議員から「国道31号歩道拡幅整備計画について」質問願います。

中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 「国道31号歩道拡幅整備計画について」の件をお伺いします。

先日、国道31号歩道拡幅整備計画箇所を通る際に、パトカーがとまって事故処理をしているところに出くわしました。自転車同士の接触事故のようでしたが、大きなけがもないようでしたので、そのまま通り過ぎましたが、登下校時や通院中の老人だったらと思うと、ひやっとしたものです。

海側の歩道が交差しにくいために、反対側の歩道への利用者が多く、事故の起こる確率が高くなっているものと思われまます。

平成30年度町長施政方針にも、国道31号の渋滞緩和実績を踏まえ、現在、歩行者の通行上の安全を確保するため、暫定的に海側の歩道拡幅計画を進めていただいておりますとあります。

平成25年、27年にも質問を行い、関係機関等への働きかけを行っていただいていることには感謝申し上げますが、安心・安全な歩道を早期確保のため、現在の進捗

状況をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「国道31号歩道拡幅整備計画について」お答えをいたします。

国道31号につきましては、近隣の広島市や呉市などを連絡する広域的に重要な幹線道路であるとともに、坂地区と北新地地区を結ぶ唯一の道路であり、多くの通勤・通学者に利用されております。

しかし、高尾橋から北新地までの間の海側の歩道は幅員が1メートルと狭く、改良がなされていない状況でございます。

御質問の現在の進捗状況はにつきましては、国道31号の渋滞緩和実績を踏まえ、現在、歩行者の通行上の安全を確保するため、暫定的に海側の歩道を拡幅する計画を国土交通省に進めていただいております。

具体的には、道路附属施設幅を含め、海側歩道幅員を2.5メートルに拡幅するため、事業主体である中国地方整備局広島国道事務所では、平成27年度から調査設計に着手をし、28年度に用地買収と地質調査を開始されております。

現在、権利者3件のうち2件の契約を終え、今年度も引き続き用地買収を行うとともに、来年度以降の工事着手に向け、張り出し歩道の詳細設計を行う予定と伺っております。

本町といたしましては、関係者の御理解、御協力を得られるよう、早期の完成を目指し、国とともに鋭意取り組んでまいります。

御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 国道31号の歩道の利用者は、学校の登下校や病院への通院、通勤、買い物、町の施設利用など、多くの人利用します。そのため、早い拡幅整備が望まれますが、1年間で事故は何件ぐらい発生しているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

事故なんですけれども、警察のほうから、毎月、報告が来ております。平成28年1月から12月までですが、大体39件、平成29年は46件の交通事故がございました。平成30年に入りましてから、この4月までは18件となっております。

また、その中で、議員さんがおっしゃった歩行者等の事故なんですけれども、平成

28年は3件、平成29年は4件となっております。平成30年に入りましてから、まだ歩行者との事故の報告は来ておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 平成30年に入って事故の報告が来てないというんですが、私は平成30年に入って事故を目撃をしたんですけど、ちょっとあれっというふうに思います。でも報告が来てないというんで、質問はそこで打ち切ります。

次の質問に移ります。

国道31号の歩道拡幅整備は、27年度から調査設計、28年度から用地買収や地質調査などを開始されていると。来年度以降の工事着手に向け詳細設計を行う予定と答弁にありましたが、具体的な時期がちょっとわかりません。完成時期、または完成時期の目標はあるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

国に聞きましたところ、完了予定年度は公表されていないということでございますが、先ほど町長の答弁の進捗状況にもございますように、まだ行うべき用地補償契約が残っているということ、それから、契約したものの建物がまだ除却されていないということがございますが、国におかれましては、今年度の張り出し歩道の設計を終えて、来年度以降の工事の着工をしていきたいというふうに伺っております。

さらに、張り出し歩道の延長が張り出し歩道を含めまして約300メートル弱ございますので、工事量からして、1年間での施工完了ということは難しいというふうに伺っており、複数年の工事になると伺っております。

そうしたことから、これらのことをもとにお聞きしましたところ、国におかれましては、平成30年台のできるだけ早い時期に整備を完了したいというふうに伺っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 平成30年台ということは、あと10年と考えても、この国道31号のあの道路ができてもう何年になるのか、そこから考えてもすごい長い年月かかるんだなというふうに、ちょっと見通しが見つからないですね。30年台以内に、

できればぜひ早期にお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

来年度の主要事業にも上げていますが、長橋から宮崎堤防線道路改良工事ですが、この道路の改良事業と国道31号歩道拡幅整備との関連性はあるのでしょうか。できれば、宮崎堤防線の道路改良工事の進捗状況もあわせて答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

町道の宮崎堤防線の道路改良拡幅事業につきましては、国道31号の高尾橋南詰の交差点に接続しております。町といたしましては、国道31号の歩道の拡幅事業が具体化する中で、町道の宮崎堤防線の改良事業の計画を立ち上げたものでございまして、国道31号の拡幅計画と町道の宮崎堤防線の拡幅計画は、相互に計画の整合を図っております。

町道の拡幅につきましては、昨年度、測量設計を終えまして、昨年度の後半から今年度の初頭まで既に用地補償については全ての契約を終えている状況です。今後、建物が除却されました後に、今年度、工事のほうを開始したいと考えております。

また、町道につきまして、国からの交付金をいただきながら事業を行っておるわけですが、それらの計画の中では来年度までの計画としておりますので、町のほうといたしましては、まず今年度の工事を着手しまして、国のほうが行う国道の事業の手前までを工事を先行して実施して、国道の接続工事を待ちたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 町道についてはすごくよくわかりました。

もう一度、国道31号に戻るんですけど、国道31号の歩道の拡幅はわかりました。いつごろいうめども、ちょっと納得はいきませんがわかりました。

次、最後に、この車道を含めた全体像というのは、国道31号の歩道拡幅の場所についての車道とか、全体の像というのはできているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福代技監。

○技監（福代智之君） 国道31号線坂町内の計画の全体像はどうなっているのかという御質問でございますけれども、拡幅計画としては、既に将来的には4車線化するん

だということで、県のほう、それから町のほうで都市計画決定まで行っているものがございます。

そういった中で、本来的には渋滞の対応とかを考えれば、坂町内、山方面に向けての国道の4車線化ということは、将来、望まれるところではありますけれども、国も地方も非常に財政状況が厳しいという中で、現状の予算の中では、課題の大きなところから優先的に取り組んでいかざるを得ないというような状況でございまして、その中で31号線のバイパスと申しますか、広島呉道路（クレアライン）のほうが将来的には無料化になる予定だというようなこと、それを踏まえた平成22年の社会実験の結果でも、国道の渋滞はそう顕著なものではなかったというようなことで、先ほど議員のほうから御指摘いただいたように、役場のほうから北新地にかけての交通事故が非常に多い、交通弱者の方も非常に危ない思いをして通行されているというような状況でございまして、そこをまずは歩道を優先的に整備をしていこうということで、今のような事業の進め方となっているところでございます。

将来に向けましては、歩道ができた後の状況、あるいは広島呉道路の無料化を含めた道路政策の情勢、そのあたりを見きわめながら、国、県のあたりと相談というか、協議をしてまいることになるかと思っておりますので、御理解をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 6番奥村富士雄議員から「津波災害時一時避難場所設置後の管理運営について」質問願います。

奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 「津波災害時一時避難場所設置後の管理運営について」お伺いいたします。

今年度主要事業の一つである横浜西一丁目及び横浜中央二丁目の津波災害時一時避難場所の整備がことし6月中旬ごろ着工され、完成予定は平成31年度末となっております。整備面積は約900平米と約5,100平米とかなり広い面積です。工事着工を前にして、計画の全貌や工事予定の地元説明会を速やかに開催する必要があるのではないのでしょうか。

地元の要望で避難場所が整備され、住民の生命が守られるのはありがたいのですが、広大な場所を整備した後の利活用、管理運営が課題となります。

この避難場所は災害時に利用するわけですから、それ以外の平常時が問題です。現

状では、年1回の地震津波災害避難訓練で利用するだけでしょうから、年間のほとんどが利活用されません。その場合、草取りや清掃などの管理面も問題となってきます。平常時の利活用や管理運営方法を早急に検討していかなければなりません。

横浜地区だけでなく、坂町の防災公園として防災訓練、防災学習、憩い、レクリエーションの場として利活用し、町民の皆様が親しまれるよう、地元と行政がどう共助し合っていくかを十分協議していく必要があるのではないのでしょうか。町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「津波災害時一時避難場所設置後の管理運営について」お答えをいたします。

津波災害時一時避難場所につきましては、横浜二部地区住民福祉協議会、横浜一部地区住民福祉協議会、また、横浜地区まちづくり協議会からの要望を受け、地区内の住民及び中学校生徒並びにこども園の児童の生命を津波災害から守るスペースと、災害直後の生活に最低限必要な食料や飲料水などの生活必需品等を保管する備蓄倉庫、災害時のトイレ不足解消のためのマンホールトイレ、トイレ用水確保のための雨水貯水槽等を備える施設であり、昨年度は関係者の御理解と御協力を得て事業用地を取得をいたしました。

引き続き、本年度から平成31年度までの2カ年計画で整備工事を実施する予定といたしておりますが、横浜中央二丁目の事業地が本年3月29日に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されたことに伴い、災害時においても安全が確保される構造の検討を含め、計画の見直しが必要となりました。

このため、早急にこの検討を行うよう考えておりますが、検討に期間を要することと、また、検討結果によっては、工事の工期にも変更が生ずる可能性もございます。

一方、横浜西一丁目の避難場所につきましては、現在、工事発注手続を進めているところであり、請負業者が決定し次第、地元住民の皆様を対象に説明会を開催させていただき、工事概要及び工事実施方法等について御説明をさせていただく予定としております。

一時避難場所につきましては、地域からの要望を受けて整備する経緯から、地域の団体に維持管理をお願いしたいと考えており、また、避難訓練を初め、防災に関する知識の普及啓発を行うこととしておりますが、その他の利活用につきましては、地元

住民福祉協議会等と協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

今後とも、町民の安全・安心対策の充実のため努力をしてまいりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 横浜西一丁目の避難場所については順調にいて、工事着手が間近だと思んですが、ここら辺も大体いつごろが工事着工になって、地元説明がいつごろになるのかということと、ちょっと後で説明をお願いしたいんですが、横浜中央二丁目の計画が、土砂災害警戒区域の中に含まれるということで、これはこの間の全員協議会で聞いたわけなんですけども、これにつきましては初めて聞いたわけで、もちろん住民にも周知できとらんわけで、この計画が変更されると、あるいは工事着手が遅くなるということも、あらかじめ地元の住民協なりへの説明が必要じゃないかというような気がするんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

まず初めに、横浜西一丁目の工事についてでございますが、今月、工事発注を計画しておりまして、工事発注後、速やかに地元説明会を開催させていただく予定といたしております。

また、横浜中央二丁目の事業地が土砂災害警戒区域、特別警戒区域に指定された件で、今後、計画の見直しを行っていくわけでございますが、これについては、議員御指摘のとおり、住民協のほうへ説明が必要であるというふうに認識をしておりますので、その旨を説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） この点は、やはり6月着工ということで来とるんで、それと、非常に悩ましい問題なんですけども、住民からの、地域からの要望が出とるんで、要するに、維持管理については地元でやれというようなことになるわけで、非常にそういう面で、この地元という場合、横浜西は大體避難住民対象が横浜西というふうにはなっとるわけですね。横浜中央二丁目の場合には、横浜二部、それから横浜三部、坂中学校、若竹こども園というふうになっとるわけなんで、ほいじゃあ設置してある地元の横浜二部だけでやるのかというような問題になると思うんで、そこら辺のことを、できれば早目に、例えば関係の団体、機関が集まって、行政を交えて検討していくべ

きで、例えば、ほいじゃあ二部と三部と中学校と保育園がどういようなかかわり方をしていくかということも、やっぱり協議していかにかいけんと思うんですね。二部だけに負担をかけるというのは、これは面積が非常に広いので大変だろうと思うので、そこら辺のことを、できるだけ住民協等とも協議したいというふうに書いてあるんですけども、具体的には、ほいじゃあ完成間際になってやられたんじゃどうしようもないので、早目に、工事着工したらすぐ協議するとかいうことでもってやっていかないと、1回じゃ無理じゃ思うんですね。そういう面についてはいかがですか。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

完成後の維持管理についてでございますが、一時避難場所の整備につきましては、平成26年12月に横浜地区まちづくり協議会のほうから一時避難場所の設置要望を受けまして、これを整備をこれから実施していくということでございまして、整備後の維持管理についても、その後、まちづくり協議会のほうと町と、この一時避難場所の整備に関する協議を行った際、まちづくり協議会及び住民福祉協議会のほうからも、完成後の管理については地元のほうでしていただけるというふうに協議がなされておりました、町といたしましてもそのように認識をしておりますが、管理の全てを住民協のほうにお任せするというのではなく、一時避難場所の整備につきましては、備蓄倉庫でありますとか、その他、マンホールトイレ等設備関係の整備もいたしますので、それらは当然町が管理してまいります、日常的な管理については、基本的には住民協のほうにお願いしたいというふうに考えております。

議員御指摘のとおり、1回でこの管理の方法がうまく話がまとまるとは町としても思っておりませんので、できるだけ早く住民協、まちづくり協議会さんのほうに協議をさせていただきながら、管理の詳細について決めさせていただき、また、お願いをしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） そういう中で、平常時の利活用、避難場所ですから、あんまり使うことがあっちゃいけんわけですが、年に1回、避難訓練とか、あるいは地域の避難訓練とかいうものがあるにしても、そう使うことがないんで、その他の平常時の利活用の仕方、ここが課題になってくると思うんですね。できれば、人がたくさん来るということになれば、管理も割かしみやすいというか、逆に言うと、人が全然来なく

て、草ぼうぼうになるというような可能性があるんで、できれば多くの人に利活用していただく方法がええんじゃないかと。そうすると、ただ、今回、初めてこんな大きな広場が坂町にできるわけなんで、地域に限定した広場じゃなくて、避難場所じゃなくて、やっぱり坂町全体として、ここで防災について考えると、いろんな面でのこの防災公園というような格好になれば非常にええんじゃないかと思うんです。住民に親しまれる防災公園として利用できれば非常にいいと思うんですよね。それは地区の考え方だけじゃなしに、やっぱり町としても、ここを防災公園として充実させていこうじゃないかというようなことがないと、なかなかいいぐあいにいかんのではないかと思うんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

利活用につきましては、基本的には地域の住民協、また、まちづくり協議会さんのほうに、非常時以外の利活用についても、その活用方法については検討いただきたいと思っておりますが、地域が主体となって利活用するというだけでなく、議員おっしゃるように、一時避難場所ということで、防災関連の施設でもございますので、そういった普及啓発に関しては、町のほうでアイデアを出しながら、住民協、または横浜地区まちづくり協議会さんのほうと協議をさせていただき、利活用のほうも充実させていただければというふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時10分とさせていただきます。

（休憩 午前10時59分）

（再開 午前11時10分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 7番柚木 喬議員から「入学準備金を入学前支給にしては」について質問願います。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 「入学準備金を入学前支給にしては」の件で御質問します。

就学援助制度の準要保護者への入学準備金、新入学児童生徒学用品等の入学前支給

については、文部科学省が平成29年3月31日に要綱の改正を実施し、平成29年度から入学前支給を可能としていますが、本町の対応を伺います。

1、平成29年度の要保護を含む認定者数、就学援助率の実態を伺います。

2点目、準要保護者の認定基準の設定、保護者への周知方法はどうかを伺います。

3点目、坂町就学援助費支給要綱の中で、準要保護者の記載が不足しており、実務上、支障があるのではないかとと思いますが、どう対処されているのかを伺います。

4点目、平成29年度の政府統計によれば、全国小学校のうち約4割が、中学校においては約5割が入学前支給を実施していると聞いていますが、本町も準要保護者の入学前支給を実施すべきであると思いますが、いかがお考えでしょうか。

5点目、坂町の子供の貧困対策のためにも、この入学前支給は当然のこととして、認定基準の見直し、就学援助率を上げるよう対応願いたいと思います。

以上、当局の見解を伺います。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 「入学準備金を入学前支給にしては」の件についてお答えいたします。

就学援助制度は学校教育法及び教育基本法に基づき、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費、修学旅行費などの経費の一部を援助する制度で、援助の対象者は生活保護法に規定された要保護者と、市町教育委員会が要保護者に準ずると認めた準要保護者でございます。

生活保護世帯に対する就学援助費については、国庫補助の対象となっております。一方、準要保護世帯に対する就学援助費につきましては、国の三位一体改革により、平成17年度から国庫補助が廃止され、地方交付税による財源措置に変わっておりますが、本町では義務教育の円滑な実施に資することから、現在も同様に継続実施しているところでございます。

御質問1点目の、平成29年度の要保護を含む認定者数、就学援助率の実態についてでございますが、認定者数は188名で就学援助率は16%でございます。

御質問2点目の、準要保護者の認定基準の設定、保護者への周知方法はどうかについてでございますが、本町における準要保護世帯の児童生徒に対する就学援助の認定基準は、国庫補助の対象であった平成16年度以前の認定基準と同様の

基準で継続実施しているところでございます。

また、就学援助制度の周知につきましては、坂町ホームページで掲載しておりますが、さらなる周知が必要な場合には、他市町などを参考に、今後、検討してまいりたいと考えております。

御質問3点目の、坂町就学援助費支給要綱の中で、準要保護者の記載が不足しており、実務上、支障があるのではないかと思うが、どう対処されているのかについてでございますが、この要綱は要保護及び準要保護の両方にかかわる規定を定めているものでございます。これまで事務手続上、特段の支障はございませんが、必要があれば見直しを行ってまいりたいと考えております。

御質問4点目の、準要保護者の入学前支給を実施すべきであると思うが、いかがお考えかについてでございますが、坂町では要保護世帯に対する入学準備金は、生活保護法に基づき、既に入学前の支給を実施しております。準要保護者につきましては、現在、入学前の支給ではございませんが、昨年度末、文部科学省の通知の趣旨を踏まえ、前倒し支給の実施に向けて周知、あるいは申請の時期などについて検討しているところでございます。

御質問5点目の、坂町の子供の貧困対策のためにも、入学前支給は当然のこととして、認定基準の見直し、就学援助率を上げるよう対応願いたいについてでございますが、就学援助制度を継続していくことが義務教育の円滑な実施に資するということから、現行の制度以上に認定基準を緩和し、就学援助率を上げる対策などは考えておりません。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 答弁の全容をまとめてみますと、入学準備金について特に大きい問題はない。入学前に支給するように努力、検討しているということなんですね。つまり、31年度の4月の入学生徒分、これは従来では7月に支給をしているんですよ。それが30年度の3月末までに支給するという認識しているんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） お答えいたします。

入学前支給に関しましては、坂町におきましては、平成31年度入学を対象として

いる児童生徒に関しましては、平成31年の2月中に支給をする予定ということで、今、検討、取り組みのほうを行っております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） では、そういう趣旨で進めていきます。

実は、要綱など事務のことについてちょっと伺うんですが、入学前支給する場合は、大体2月末に書類を締めて、3月に支給するというようなことが想定できますね。その場合に、特に新小学1年生については、小学校事務の一部が保育園、こども園に移行するわけですね、今の要綱の内容では。特にこの保育園、こども園の事務は初めてのケースになるわけですね。その辺で、教育委員会の前向きな動きというのがそこに必要になってくると思うんですが、この辺は問題なくできるかどうかをちょっと伺います。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 新1年生に関しましての事務なんですけれども、法令に基づき、10月1日に新たに1年生になる子というのは、学齢簿というのを毎年作成しております。その学齢簿に基づき、就学前の健康診断を実施をしておりますので、その健康診断等々を活用して周知をし、その後、1月1日に坂町に住所を有している入学を前に迎えている生徒に関しましては、今度は入学通知というのを出しますので、そういう機会等々を通じまして、また周知をしていくということを考えております。

窓口といたしましては、保育園等々が窓口ではなく、10月1日、1月1日現在以降、どちらの学校に行くかというのを指定いたしますので、入学すべき学校のほうを窓口として進めていくほうが円滑であるのではないかとということで進めております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 次に、周知方法について、今、伺うんですが、今の早い対応と同時に、均等な情報が親御さんのほうに必要なんですよね。現在、行われている新小学1年生についての従来の方法をちょっと私ども聞かせてもらったんですが、小学校が主になって、前年度の受給者を中心に資料を配布しているよというような情報だったんですね。それはちょっと情報の均等ということで欠けるんですよね、これ。だから、要は、いずれにしても情報発信をしなきゃいけないんです。今の周知方法をそのまま持っていったら、全面的に変えなきゃいけないんですよね。だから学校とすりゃ、従

来の親御さんはある程度つかんでいるんで、それを中心に考えていくということなんで、周知方法について全面的にその辺を改善しなきゃいけないと思うんで、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 周知方法についてなんですけれども、ホームページのほうにも就学援助については掲載をさせていただいております。

今現在なんですけれども、転入に来られる方とか、ここ、準要保護の方というのは、生活保護、要保護に近い方を認定しておりますので、お困りのある方とか、そういう方は、相談等々を踏まえてでも把握できるところはあるんですけれども、どのような形で周知をしていくかというところに検討するところはあるとは思いますが、皆さんの声が反映されている状況であるかということも踏まえて、今後の検討の仕方というのを考えていきたいと思っておりますが、今現在、推移を見ていきますと、大きく推移的には、経費のほうも、就学の人数のほうも、今の状態でもお困りの方にはお声が届いているような状況も多少はかいま見れている状況を数値的には把握しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 今、数値的に把握されているということなんですけど、ちょっと予算の対応について伺います。

実は、実績に31年度予算のものを30年度の3月に執行するという、繰り上げ的な執行になると思うんですけども、この辺の問題点はどうなんだという、問題点はほとんどないと思うんですね、金額的に少ないけん。それと同時に、これ、28年度決算の決算書を見ますと、実は予算が1,550万円に対して、不用額未消化が約12%、186万円あるんですよ。これは予算を立てる段階とか、さまざまな問題があるかと思うんですけど、やっぱり予算消化を全うに消化しなきゃ、やったということにならん、12%あるということはちょっと大きいんじゃないかなと思って、予算の対応というのは、やはりばっちり立てながらやっていかなきゃいけないと思うんですけど、その辺の見解を伺います。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 予算に対してなんですけれども、新たに新入学の小

学校1年生に対しての予算、それから中学校1年生に対しての予算に関しましては、本年度の予算の執行状況、それから決算見込みのほうを勘案いたしまして、補正等々、皆さんの御協力、御理解のほうをいただきまして、支給していこうということを考えております。

また、決算に伴う残額についてなんですけれども、予算時というところの予算の立て方なんですけれども、新たに申請してくる方がこれまでの推移で何人ぐらいいるであろうというところをもちろん見込んだ上で予算を上げているところがありますので、多少ずれはありまして、最後に残ると、補正のほうでお金のほうを返させていただくというところで、必要な方に必要な額を正しく金額としては出した上での予算の残というふうに考えておりますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 最後にちょっとお願いします。

教育長のほうにお伺いします。

坂町の子供の貧困対策いうのをちょっと一番最後の項目に出してもらっているんですが、今回の準要保護者認定基準いうのは、坂町がして決めてるんですよね、さっきから言っているとおり。認定基準が、現在、1.3なんですよね。それがあある町では1.5まで含んでるよというところがあるんですよね。それをそちらに引き上げるとか、将来的にですよ、あるいは、この1.5は私が調査したんですが、1.5いうのは全国の町村で何%あるんかいうたら、9.4%が、10%が1.5を占めてるということがちょっとわかったんですけども、そういうような採用していると。

1.5に引き上げたら、就学援助率が例えば20%ぐらいになっちゃうんですよね。認定基準を上げれば、当然、そちらになるんですけども、答弁いただいたように、たしか本町は16%ですよね。16%いいますと、実は子供の貧困率いうのは6人に1人ですから、約16%なんです。だから上乘せいうことを考えたら、やっぱり20%ぐらいまでに持っていくように考えてもらいたいのがと、今後の施策の中で思うんです。だから、その辺の貧困対策の軸に、ぜひともこの認定基準と就学援助率をベースにしてもらいと思うんですけども、今後の見解はいかがなものでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 本町の就学援助にかかわる基準というのは、全国で見ると何%となると思うんですけども、この近隣、あるいは県内を見ましても、1.3と

いうのは決して低い水準ではないというふうに認識しております。

国、あるいは県の調査、そして本町の状況を推移を見てみますと、これからこういった援助が必要な子供たちというのは増加傾向にあるというようなところも調査等で浮き彫りになっているところでございます。本町における本制度が、将来にわたって持続可能なあり方とは何かというところを重要視することが大切ではないかというふうに思っております。

本町単独の実施となりますので、限られた予算の中でバランスを考慮しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

さらに、貧困対策の本質というのは、いわゆる貧困の連鎖を断ち切るというところでございますので、雇用政策等も含めて根本的な対応等も必要であろうかと思えます。それに教育、あるいは生活、経済的、就労等の支援も含めながら対策を講じることが必要だというふうに示されております。

貧困の連鎖の主な要因の中に子供たちにかかわることでは、やはり教育の学習課題というものが浮き彫りになっております。それは保護者等の子供にかかわる時間等が限られているというようなところもございますので、本町ではやっぱり全ての子供の学力を保証していくというところを大切にしながら、家庭の経済的事情等にかかわらず、子供たちに能力を、あるいは可能性を最大限に高めていける教育を努めてまいりたいと、そして子供たちが健やかに夢を育めるような教育を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただけたらと思えます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 3番岡本則夫議員から「土砂災害警戒区域等の指定への対応について」質問願います。

岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 「土砂災害警戒区域等の指定への対応について」伺います。

広島県の基礎調査（都道府県が土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査する）の実施により、本町では坂小学校区が土砂災害警戒区域60カ所、土砂災害特別警戒区域54カ所、横浜小学校区では土砂災害警戒区域45カ所、土砂災害特別警戒区域44カ所が指定された。小屋浦小学校区は、今年度に指定されると聞いている。指定後、土砂災害区域では警戒避難体制の整備を図ることとあります。

そこで、次の点について関係当局に伺います。

1、どのような場所が指定されているのか。

2、土砂災害防止法の規定による町の警戒避難体制の整備はどのようなものか。

3、危険箇所周知のための各戸へのハザードマップは、大きく一目でわかりやすいものの配布を検討してはどうか。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「土砂災害警戒区域等の指定についての対応について」お答えをいたします。

広島県は土砂災害から地域住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進するため、平成27年度から町内の地形や地質を調査し、土砂災害警戒区域等の指定を行っております。

御質問1点目の、どのような場所が指定されているのかにつきましては、基礎調査の結果に基づき、傾斜度が30度以上ある土地が崩壊する自然現象や、山腹が崩壊して生じた土石等が水と一体になって流下する自然現象が発生するおそれのある区域が指定されております。

御質問2点目の、土砂災害防止法に基づく町の警戒避難体制の整備とは、坂町地域防災計画に土砂災害に係る避難訓練の実施や情報の収集及び伝達事項等を定めることを言います。このことは、指定される以前から対応し、その旨、改定しており、実践訓練として大雨土砂災害避難訓練等を継続して行っております。

御質問3点目の、各戸へのハザードマップは、大きく一目でわかりやすいものの配布を検討してはについてでございますが、小屋浦小学校区の指定完了後、ハザードマップを更新する際には、地図、説明内容等、わかりやすく見やすいものとなるよう、各地区住民福祉協議会並びに関係団体と協議をいたしながら進めてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 本町においては、指定される以前から対応されていますよね。非常に心強いところでございます。

再質問1問目でございますが、警戒区域、イエローゾーンとあります。それから特別警戒区域、レッドゾーンとありますが、それぞれ区別はいろいろあると思われ

が、どのようなものかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

イエローゾーン、レッドゾーンとあります。土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンと申します。急傾斜地の崩壊に対するものですが、傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上の区域でありますとか、土石流でありましたら、土石流の発生のおそれのある溪流におきまして、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域のことを指したものがイエローゾーンといいます。

また、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）ですが、これは急傾斜の崩壊に伴います土石等の移動等によりまして、建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土砂等の移動に対して住民の生命または身体、財産に著しい被害が生ずるおそれのある、そういった崩壊する区域のことをレッドゾーン（特別警戒区域）といいます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） これも住民に周知をしていただきたいと思いますが、続いて、土砂災害警戒区域に立地する居宅は何件か、それと居住人数は何人かと、これも特別警戒区域も同じことを伺います。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

住民等の移動により、お住まいの方々の人数は変化することはありますが、4月1日現在の世帯等を精査いたしましたところ、坂小学校区、横浜小学校区におきまして、レッドゾーンにお住まいの世帯が287世帯、イエローゾーンが1,805世帯、合計2,092世帯でございます。お住まいの方、人数ですが、レッドゾーンにお住まいの方が610人、イエローゾーンが4,022人、合計で4,632の方が4月1日現在で住んでおられると把握しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） それに対して、それぞれの区域に立地する居宅とかに住んでいる人たちに対しての対応とかいうのはどのようなものでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

坂小学校区及び横浜小学校区におきましては、広島県の方々と一緒に説明会を各地区におきまして行いました。そのときに、全戸配布しております地図に基づきまして、詳細な説明をいたしております。

また、地図を配布するのも同時なんですけれども、継続して行っております土砂災害避難訓練におきまして、避難路等の確認を身をもって体験していただくことになっておりますので、訓練及び説明会でその辺の対応はしているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） これで最後にいたしますけれども、特別警戒区域に、これ、提案でございますが、不測の事態に備えて、例の土石流警報装置というようなものがあるらしいんですが、ワイヤーセンサーの設置は本町では検討されていませんか。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

土砂災害警戒区域等に指定された場合、特に特別警戒区域に指定された場合のワイヤーセンサーということでございますが、坂町内におきましては急傾斜地、あるいは土石流の地域というのは多くございます。警戒区域に指定された場合、全ての箇所で対策を実施するということは、例えばハード対策をやるということについても、莫大な費用や期間が生じるということもございまして、そもそも土砂災害防止法の法律の成り立ちの趣旨から申しますと、警戒避難体制の整備などのいわゆるソフト対策を推進するということでございます。

現在、ワイヤーによって何か斜面の移動によってアラームが鳴るとか、そういったようなものを町として、今、検討している状況ではございませんが、引き続き、避難体制等の拡充を図りまして、毎年行っております避難訓練等も拡充しながら、地域の皆さんと防災体制の向上に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 9番瀧野純敏議員から「県道坂小屋浦線の整備区間を含めた管理と進捗を聞く」について質問願います。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 「県道坂小屋浦線の整備区間を含めた管理と進捗を聞く」の

件で質問をいたします。

県道坂小屋浦線は整備区間と計画区間、また、未計画区間に分かれており、また、県道に付随した町道の拡幅工事、副道工事と多様化されている。町民から見れば、どこが県道でどこが町道かわかりにくい。まして1-1工区ともとの1-2工区も未整備のままで荒神橋まで延伸され、それもいまだ未整備となっている。整備済みではあるが、暫定形で県が管理されている県道部分について、町の判断で施設を運用できないか。

防災上から考えても、重要な町の骨格となる道路、何としても急ぐべき課題と思うが、大局的観点から見た未計画部分を含めた県道全体の今後の計画内容は聞けないのか、町当局にお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「県道坂小屋浦線の整備区間を含めた管理と進捗を聞く」の件についてお答えをいたします。

県道坂小屋浦線につきましては、平成22年に用地買収に着手し、1工区全体の荒神橋まで、現在、57件の用地補償契約を締結しており、1工区の用地買収の進捗率は、権利者ベースで83%、面積ベースでは84%となっております。

また、広島県では、まとまった用地が確保された箇所から工事に着手していただいております。これまでに町道大曲2号線から総頭川1号線までの237メートルや、保健センター付近の副道の一部97メートルが供用がされております。

現在は中村地区の中央公園付近や森浜地区においても県により工事が着手され、今年度は用地買収を促進するほか、JRや国道をまたぐ高架橋の詳細設計や高架橋の外側に位置する副道の工事などを実施していく計画であると伺っております。

御質問1点目の、整備済みではあるが、暫定形で県が管理されている県道部分について、町の判断で施設を運用できないのかについてでございますが、県道及びこれに附属する道路施設につきましては、町の判断で現状を変更したり運用することはできませんが、逐次、町から県に対し改善要望を行い、可能な限り対応していただいております。

御質問2点目の、防災上から考えても重要な町の骨格となる道路、何としても急ぐべき課題と思うが、いかがかについてでございますが、県道坂小屋浦線は坂地区のまちづくりの骨格となる道路であり、災害時や緊急時における緊急車両の円滑な通行の

確保、新市街地と既成市街地との連絡強化、総頭川西踏切の渋滞緩和、さらには通学路における児童生徒の安全確保といった観点からも、議員御指摘のとおり極めて重要で、早期完成が望まれる路線であると考えております。

御質問3点目の、大局的観点から見た未計画部分を含めた県道全体の今後の計画内容は聞けないのかについてでございますが、県道坂小屋浦線は平成ヶ浜から坂地区の既成市街地を連絡し、小屋浦地区までを結ぶ路線として県により道路法上の路線認定がなされておりますが、上条地区から小屋浦地区までの区間については事業化されていないため、具体的な計画線や構造などは決まっております。

町といたしましては、まずは平成ヶ浜地区から上条地区までの都市計画道路として決定されている区間、中でもJRや国道をまたぐ高架橋を含む1工区の完成に向けて県とともに全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

引き続き、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて、国や県に対し県道坂小屋浦線の事業促進について強く働きかけを行うとともに、県と協力して計画区間の早期完成を図ってまいります。

議員の皆様のご支援並びに関係者の方々のさらなる御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 私はもうこれで15回目の質問なんですけど、このために出ておるんであったんですが、まず、さっきも町長が言われたように、今の県道の中の1-1工区、2工区の整備された区間、でもこの中でも小屋浦も整備されとるんですね、実を言うと。ですが、まず1-2工区にしてみたら、私がそれを何かに使えというのは、それは文句の口頭であって、実質的には、まず僕も前回にも言ったように、あそこのガードレール、一番下は2工区ですね。いい道路ができてます。だけど、2工区が一番下にガードレールは昔からできとった。それにまたガードレールをつくった、ガードパイプをね。それから三角のを4カ所つくって、もとの黒田の三角床屋のところにあれだけガードパイプをつくっとる。こういうものを県に頼んでのけられんのか。どうしてかいうたら、私ももう3日、4日、はかったときに、前回の全協でも言ったように、あそこへ朝から立って、私が6時半から立って、9時まで立ってみて、10台通ったときには、2台しかこっちに回りません、本当に。それから今度は、下から上がってくる分の、ほいじゃあ新しい道路をかって上条へ行くのが何台おるか。これ

が少し多いんですね。あれは3台から4台上がります。あとはやはり古い道を上がるんです。何が条件か。あそこに三角に出しとる。確かにあそこにごみ置きを置いてるけど、ごみ置きをのけても、県道課にもしょっちゅう言うていくんじゃないけど、あの三角をのけてやれば、鋭角でないから簡単に上条から左に入れるんです。それを依然としてのけん。前にバイクが衝突して僕がやかましゅう言うていったときに、前回、竹岡課長が前のときに、そしてバイクが衝突したからいうたら、保育所のところで三角のガードパイプを平面にしましたね、ちょっと引っ込めて。だから、こういうことを何とかならんかというのが、私の目標。

それから、一緒ですから、同じ問題だから、言うておきます、いつものことで。

小屋浦が確かにできてます。できとるのはどこかいうたら、小屋浦橋から天地川1号橋ですね。あそこまでは完全に整備されております。植木の、町の方が、いろんな花を植えてある。今から花が咲いたりします。ですけど、その天地川1号から上に、皆さんは80メートルできとるいうて、この間も聞きに言ったら、できとるのか、できてないんですよ。実を言うたら、先週ですか、あったように、福山市地区において何があったか。側溝に落ちて死亡した人間の数、12年間で42人死んどるんですよ、側溝に落ちて。だから、その側溝が全く未整備です。行ってみなさい。たまたま、墓があるところに、自分がやったんか知らんけど、3枚か4枚、グレーチングがはめてある。でも、それまでは全部やってないんですよ。そしたら、あの80メートル、一番奥にタンクのパイプがざっとあるけど、これをここまでをせえとは言わんけど、あれまで、みんな、すぐ上の天地川橋まででも、あれをのけて整備をしてもらえんか、それが要するに、そういうことができんかを聞きたいんじゃないから、それを聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

2点ほどあったと思います。

まず、坂みみょう保育園付近の道路の形態についてでございますが、先ほど町長の答弁にもございましたように、これは県のほうが整備しました県道を整備する際に、交通管理者である警察のほうと協議をしまして、最終的な完成形になっていない現状の中で、バリケードであるとかガードレールを設置して、幅員をわざと狭めているといったような状況がございます。といいますのも、今、2車線分ございますが、将来

的には、例えば交差点付近で言えば、右折レーンと直左ということと、あと対向車線ということで、3車線分ができます、交差点付近においては。しかしながら、今は三差路の形状になっておりますので、右折と左折を一緒にした形と、あと対向車線ということで2車線分になっております。そういった意味で、交差点付近の形状をわざと絞っておるといふふうに県のほうから伺っております。

いずれにしても、これは町のほうでこれらの施設を動かせるといった状況ではなく、県のほうと警察のほうで決められたものでございます。

ただし、議員御指摘のとおり、例えばガードレールであるとか、バリケードであるとか、そういったものを動かすということは、今、難しいと思いますが、光物であるとか、キングライトであるとか、デリネーターといったライトによって光るものであるとか、あるいは損傷があった場合に修繕していただくとか、あるいは、道路附属施設の中でポストコーンであるとか、そういったものについては、必要なものについては県のほうに要請をしまいたいと考えております。

また、2点目に小屋浦の件でございますが、小屋浦の天地川の行きどまりのところまでで県道のほうは、今、そこまでは供用開始をされておる状況です。そこから上流に向かっては、砂防河川天地川の工事用道路として、現在、県のほうがパイロット道路として整備をしていただいておりますが、将来的に砂防河川天地川の堰堤が完成した後に、これらの工事用道路をどのように活用していくのかということにつきましては、今後、県と町の間でこの工事用道路を町道として活用するのか、あるいは、県の砂防河川の管理道路として活用するのかということについては、今後、協議をしまいたいというふうに考えております。

いずれにしても、危険であるということがもしあるのであれば、そのあたりを整理した上で町としては引き継いでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） まず、先に指摘しておきます。

私が言うのはガードパイプです。ガードレールなら既設的についとる。下についとるガードレールも仮設のガードレールでございますので、それはよう認識しとってください。この県がつくったんよりは、県がお金は出したにしても、仮設のガードパイプでございます。その辺を一つ言っておきます。

それで、2問目に言ったように、町長が言うように、あの町のど真ん中に、実質的には300メートルぐらいの道路をつくりました。これがまだ未整備のあれでパイプもついたままで、防災的に大変なんですよね。そうでしょ。それを、今、聞くと、これでできんのはわかると、10年ですよ。ずっとあのガードパイプを置いとくのか。それからあの今は整備区間、未整備の1-2工区の延伸区間です。延伸いうても、実際、延伸じゃなかったんです、あれは。17年にはいっとったんじゃないけど、19年の私の質問に対して提出したものには、総頭川も橋がつかれませんかいうのだったですね、ここにちゃんと載っかりますよ。ですが、その中でつくっていいんですよ。だけど安心・安全の、町長がいつでも言うように、ほいじゃあ2工区どうするか。2工区どうするかいうたら、目の前までつくられると、あそこに六、七軒の方がおられます。それを、町長も中で言うけれど、それは確かに、30年3月の県道だよりに載っ取るように、確かに県道だよりに載っ取る数字と、今、言うた数字とまた違うんですよ。これを、本当を言や、同じであるはずじゃけど、違うんですよ。ふえとるのは私は言いません、4カ月でふえたんですよいうなら。減っ取るんですよ、今回のこの質問の回答、町長が言われたことが。だから私の言うのは、安全・安心にするためには、あれをのけながら、それから1-1工区の森浜の地区にしても、パイプをいっぱい打って、ほんまに町のど真ん中をずたずたにしとるんですね。これで安全な防災ができるのか。

それから、今、言うように、2工区の全体を本当にもうちょっとあの人らのためにも、顔を見て、ここにいい所がありゃかわるように、今からでも町が、海田がやったように、町がもうちょっと考えてやれんか、それが防災上の安全じゃ思うんじゃが、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

県道全体につきましては、都市計画道路としまして平成13年度にJRの坂駅から上条までを計画決定しているものでございまして、そのうち高架橋を含みます1工区について、今現在、鋭意事業を取り組んでおります。用地の買収もしながら、工事のほうも進めております。

2工区につきましては、議員御指摘のありました1工区の境から数軒の家屋がございまして、町といたしましては、きめの細かい対応ということで、皆様に会いに行き

ながら、対面でお話をさせていただきながら、県道の現在の状況をお話しさせていただいているところです。

県のほうもですけれども、いずれにしましても、町といたしましては、まずは1工区、JRと国道を越える高架橋の整備が第一と考えておりまして、この部分のネックを解消したいと考えております。

順次、1工区、2工区が解消した後は小屋浦までということを考えながら、選択と集中を考えながら、1工区のまず完成に向けて、全力で県とともに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 私はきょうは高架橋はしゃべるまいと思ったんじやが、課長のほうから言われたから言います。

今、高架橋は、設計が31年8月には設計図ができる言われましたね。だけど、これ、どのような方式になるのか。それから、この総頭川踏切、道路改良促進法で指定を受けて、この費用は国から出るはずですね。前回、お聞きしたら、これが高架に使えるいうたが、これは本当に使えるのか。それが使えるのであれば、これを、今、残った地権者に、堂々といつごろまでにはできますと言えるか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

高架事業につきましては、今年度から詳細設計に入るといったことを広島県のほうから伺っております。昨年度までは予備設計の段階のものを各関係管理者であるJR西日本さん等々へ事前協議をしていたといった状況で、今年度、詳細設計に入ります。

踏切道の改良促進法の関係がございましたが、こちらにつきましては、国の交付金の重点的な配分を受けることが期待されるということになります。広島県内で13カ所あるうちの一つの踏切に指定されておりますので、国から受ける防災安全交付金の国費の受け入れがしやすくなって、県道の整備もより進捗しやすくなるといったようなことが見込まれます。

しかしながら、現時点で広島県のほうから何年度に完成しますといったようなものは公表されておませんが、県とともに、詳細設計の後には工事ということになりますので、そこら辺を踏まえてしっかりと対応してまいりたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 最後に、町長から言われたように、県道の上条から小屋浦までは全くないと。計画がないというんじゃないけど、これはやはり余り言うちゃいけないんじゃないかと思うんですね。小屋浦にもああやって実質的には180メートル以上ができておるんですから。これじゃあ小屋浦ほっとくんと。そういうわけにはいかんと思うんですよ。そういうことになれば、やはりもうちょっと本気になって小屋浦まで行く。確かに上条までいうけど、そうじゃなくて、あそこまで行くのも、やはり年から年中、物を言うとかんと、県にしてもそうになってしまう。これが10年も過ぎたころに世代が変わってくる。そしたら県知事はいいにしても、県会議員1人にしても、後にできる費用が何ぼか、50億円ですから、今、それでも坂町26億円使っとるんですよ、そうでしょ。26億円使ってあそこまでじゃと。あと50億円使わにゃいけない。あれ、76億円ですかね、最終的には。あと50億円あるんです。でも、10年後に50億円を、ほいじゃあ県のほうが出すか。32年度に無償化になって、道路が全部無償化になったときにできんという問題が起きます。

だから、これから先も、私が言うのは、県道は坂小屋浦線である限り、あれは未計画であろうとも、言葉には出してもらわにゃいけないと思います。その辺のことをどうか聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

県道につきましては都市計画道路である1,920メートル、今、JR坂駅から上条までを計画しておりまして、まずはこの区間の完成を見るのが第一と考えておりますが、完成した後に県に要請するといったことでは、スケジュール的には遅いと考えております。ですので、1工区のまず完成を見ながら、2工区の完成も見ながら、それに先立って、切れ目のない要請を町としては県のほうにしていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午後12時03分）

(再開 午後 1時00分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「横浜第2踏切改善の安全性と利便向上の件で何う」について質問願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「横浜第2踏切改善の安全性と利便性向上の件」で質問いたします。

新聞報道や県道だより第50号（平成30年3月1日）に、総頭川西踏切が踏切改良促進法の指定を受け、JR呉線との立体交差化による整備促進が加速されることになり、多いに期待しているところであります。

こうした中、ほかの坂町の踏切事情を見てみると、JRとの立体交差橋が植田地区と小屋浦地区にあり、利便性向上に大きく寄与しております。

しかし、他の踏切に問題がないわけではありません。横浜東地区の横浜第2踏切は、進入時、離合時等に多くの問題を抱え、安全性からも非常に危険な状態であり、以前から住民にも何とか改善をと要望されております。

そこで、以下、横浜第2踏切改善案を提案するので、これらをもとに何ができるか、関係機関と調整など、安全性向上と利便性向上に向けた改善につながるよう町当局の考えをお伺いいたします。

1、横浜第2踏切の幅をJRと調整し、現状から倍の大きさに変更する。

2、矢野方面から当踏切への進入が180度回転し進入しているため、非常に危険なので、JRと調整し、踏切の手前から入れるよう道路改善する。

3、進入路そばの細い側溝を整備し、離合幅を拡幅する。

4、進入路そばの地下道入り口周辺整備により道路拡幅する。

5、地下道にある上水道配管を移動し、ガードレールを後退させ、道路を拡幅する。

以上でございます。

なお、今回の質問の横浜第2踏切という場所を写真を撮って、皆さんの参考資料として添付しておりますから、この場所だなというのを確認しながら質疑応答していきたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「横浜第2踏切改善の安全性と利便性向上の件で伺う」についてお答えをいたします。

鉄道と道路が平面交差する踏切は、踏切遮断による交通渋滞や踏切事故の要因となりますが、鉄道と道路が交差する全ての踏切を立体交差等により、解消したり、踏切を廃止することは、物理的にも財政的にも困難であります。

このため、地域の実情や管理上の課題を踏まえて、踏切があることを前提とした生活や道路行政を行っていくことが現実的であるというふうに考えております。

御質問1点目の、横浜第2踏切の幅をJRと調整し、現状から倍の大きさに変更するについてでございますが、広島県道路直下にある横浜第2踏切の幅員は5.5メートルでございますが、坂駅方面から当踏切へアクセスする町道浜田中洲線や、植田方面からの町道横浜植田側道線は幅員が3メートルから6メートル程度であり、横浜第2踏切が周辺の道路と比べ著しく絞られた幅員とはなっておりません。

町といたしましては、現状では、当踏切の幅員を拡幅することは極めて困難であると認識をいたしております。

御質問2点目の、矢野方面から当踏切への進入が180度回転し進入しているため、非常に危険なので、JRと調整し、踏切の手前から入れるように道路改善するについて、御提案の内容を実現をするためには、現在の国道の歩道を車道に置きかえる必要がございますが、この歩道がJR西日本の管理用地と広島県道路の橋脚に挟まれており、当踏切の近くで幅は約2メートルしかないという課題がございます。

用地の確保や交通の処理についてどのような対策が可能なのか、各管理者や県公安委員会と協議したいと考えております。

御質問3点目の、進入路そばの細い側溝を整備をし、離合幅を確保するについて、当踏切と国道との間の町道とJR西日本の線路用地との境界にある側溝でございますが、町の管理資料によれば、当側溝はJR西日本の管理地内にあり、町の判断で側溝を整備することはできない状況でございます。どのような対応ができるのか、JR西日本と協議をしてみたいと思います。

御質問4点目の、進入路そばの地下道入り口周辺整備により道路拡幅をするについて、矢野方面から坂インター交差点を180度回り、当踏切にアクセスするに当たり、内側部分を拡幅してはどうかということでございますが、ここには地下道への取りつ

け階段があり、利用者もいらっしゃることから、階段を閉鎖する等の抜本的な対策は困難と考えております。

また、町道の拡幅により、本取りつけ階段を利用する歩行者の歩道のたまり部分がなくなり、歩行者の安全性が低下することから、現在の形状で御利用していただくよう御理解を賜りたいと存じます。

御質問5点目の、地下道にある上水道配管を移動し、ガードレールを後退させ、道路を拡幅するについてでございますが、本地下道に添架されている配管は、広島市水道局が管理する坂地区と横浜地区を結ぶ上水道のメイン管路であると広島市水道局に伺っております。管の直径は30センチメートルと大きく、移設をする場合の費用は相応の額になると考えられます。

また、地下道の床から天井までの高さは、道路構造令で規定する2.5メートルが確保されておりますが、御提案の地下道の上の町道を拡幅する場合、地下道の高さが確保できない事態となり、歩行者等にとっての安全性低下も懸念されるため、町といたしましては、御提案の町道を拡幅することは困難であるというふうに考えております。

今後とも、町道の交通安全性と利便性向上、歩行者等の安全確保のため、関係管理者や公安委員会等の御意見を伺い、費用対効果を考えながら、可能な対策を進めてまいりたいと考えております。

御理解と御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） いろいろ5点ほど、これはどうかという感じで質問させていただきました。多分、難しい問題も多いとは思いますが、まず1点目に踏切の拡幅なんですけど、これも住民のほうで、中さん、倍ぐらいにすりゃちょっとようになるのに、要は、今、坂地区からもずっと入ってくるんですね。これ、何かいうと、県道がおくれとるということで、あそこの踏切に出るよりはいうことで、あそこの前の道路あたり、坂西一丁目ですか、あっころもちいと整備してもろたり、車の量がどんどんふえとると。これも県道のおくれによるしわ寄せの一つかなというような感じで、あそこに結構集中するんですね、朝。横浜地区、植田地区とがっちんする。出口があんな状態で、どれか一つ何とかならないかないうことで、例えば単純に踏切倍ぐらいになりやもっとようになるんかのいうようなのも住民が言いよったんで、ちょっと町に聞いてみよう

かと。ということは、今、答弁の中にあつた、要は踏切を極端に絞った状態じゃないと。そう言われりゃそうかな思って、これはちょっとやむを得んの。JRと協議するとき、話として、ちょっと拡幅というのは難しいんですかのというような話も、ひとつ出してもええかなと、今、そういう状況なんで。そういう程度にしておきます。

2番目の、当踏切への侵入、180度、矢野方面から来るとき。これ、あそこへ車が並んどったら、御存じのように、ほぼ入れん。まともには入れん。タクシーはよく上手に入っていくんですけど、見よったら、回転、半径の車のFFじゃったら難しい、FRだったらみやすいとかいろいろありそうなんじゃけど、要は、ちょっと狭いところにだつと入っていくと。私らどうするかいうと、あそこへ車が並んどったら、ずっと真っすぐ行くんですね。アサガミのところの踏切、あそこへ入ろうかの思ったら、あそこへ車が出とったら入れんから、知つとる人は前へ来て上がるんですが、そういうのがないから、そのまま真っすぐ植田まで行って、植田の立派な陸橋を通過してずっと移動するというようなやり方をしとるところです。

これ、特に180度回転するということは、バイクと車の接触、今、多分、余り聞いたことないんですが、やっぱり、皆、注意するんでしょうね、ある意味で。これは、例えば車を運転しよってバイクが来た、左へ入ろう思ったときにバイクが来たら、もう一発ですから、私らもバイクで行くときには、車のちょっと前に出て、とにかくわかるようにして早く曲がるというような動きもしよるんですが、ただ、やっぱりあんまりいい状態じゃない。何とかならんかのいうことで、今、JRが電気施設をちょっとつくりましたよね。そこに前に駐車場があるんですね。あそこを整備するとき、何で坂町はあそこへ早く話してくれんかったんかの、ちょっとやりよるんかの思つたんですが、全く気配がないから、今回、あのタイミングでやれば、あそこへ車、JR入れんでも、JRの土地は幾らでもあるんで、駐車場が空のような状態で、あそこらへとめて、あつこの電気施設に行きゃいいから、あつこは、多分、話をしたら使えると思うんですよ。その辺も含めて、あつこを手前から入れるようにならんのかな。もちろん歩道等をどういうふうにするかいうことで問題があると思うんですが、歩道と供用というんですかね、そうしながらでも、こっちから入れて、出るのがこっちへ出るというふうにやっぱり考えたほうがええんじゃけど、そんな協議もちょうと検討されたらどうか、もう一遍、その辺をちょっと答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

2問目に御提案のありました、180度回転して横浜第2踏切に進入していく現状の形状を、手前のほうから斜めに入っていけないかということだと思います。

議員も御指摘のとおりでありますし、我々も認識しているところではあります。この踏切の付近が非常にJRの用地と国道の用地に挟まれており、さらにクレアラインの橋脚があったり、あるいは、あとにもありますが、広島市の水道があったり、地下歩道があったりということで、極めて困難な配置状況の中で、この形に落ちついておられるとは思っておりますが、利便性を向上できるような策がないかということで、この手前から今の御指摘のありました国道の歩道部分を車道と歩道に供用したような形で進入することができないかということについて、まずはJR西日本であるとか、あるいは橋脚のほうに少しでも寄せることができないかということについては、NEXCO西日本になりますが、そういった関係各所と協議をしてみたいというふうに考えております。

また、国道からの進入ということになりますので、国道管理者さんの国であるとか、あるいは、新たに進入路を設けるということについては、交通管理者である警察のほうとも話をしていかなければなりませんので、いろいろ課題やハードルはあると思っておりますが、まずは協議をしてみて、用地の確保等も含めて、できるかどうかという検討をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 協議はしっかりして、頑張ってください。これから先、50年も100年もあのまんまかの思うと、将来がどうなんかな、やっぱりこういうきっかけのときに、しっかり少しでもできるように取り組んでもらいたいと思います。

続いて、3番目の側溝の件なんですけど、あの狭いところに二、三十センチの小さい水路がそのまんまになつとるんですけど、多分あっこ、私も目撃したことがあったんですけど、脱輪したりするんですね、たまに。もう何年か前にそれを目撃して、一緒に車を上げて、ぽんと移動したことがありましたけど、何で、もったいないな、何とか。あそこは調べたら、JRの用地ということなんですけど、JRと話をして、あれだけでもやってもらえば、得じゃないけど、少しは改善されるけん、いいかなと思うんで、これもそういうふうな答弁なんで、特にはいいです、この件は。

あと4番目に質問させてもらった地下道入り口周辺、これ、最初、質問したかったのは、あっこを廃止せえと本当は思ったんですが、やっぱり結構利用するんですね。これはいかなの、中さんが言って、あっこをふたしたで言われたら、また何を言われそうなんかの思いながら、やっぱり要るんかな思って、あっこがなかったらすごく回りやすくなる。ほいじゃが、陸橋のかわりじゃから、やっぱり要るんだらうな。中身があんまりきれいにしてないけん、要らんかの思いよったんじゃが。

それよりは、その件で、ちょっと車が並んだときに、ちょっと前のほうに出せるいうのを検討、地下道じゃなくて、その辺を整備して行って入りやすくする。歩道が来とるんですが、じゃあ歩道はどうするんかの。横断歩道を延ばして行っていうようなあれを考えたらどうなんかな思って、ここでもう一遍提案しますが、いかがですか。わかります、言いよること。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

今ほど御提案のありました箇所につきまして、我々としても歩行者が階段を利用されているという方がいらっしゃるといことは認識を持っておりまして、抜本的に広げるといのは難しいのではないかと考えておりますが、先ほどの御提案もありましたように、例えばJR用地の側溝をうまく活用したような形で広げても、回りやすくなるわけですし、またその先の部分、階段とは反対部分のところについても広げることができれば、それもまわりやすくなるといったようなことがあると思います。もう少し広い目で見ながら、いずれにしても、JRや関係管理者のほうと協議をしていくこととなりますので、今より使い勝手がよくなるような形で、何らか対策ができないかという目で検討はしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ぜひ検討してみてください。

あと、5番目に書いております上水道配管、これ、何があるんだらうな思って、ぐるっと回るときに、この図面で言ったら（5）ですか。左のガードレールの横のほうにごっつい配管が来とるんですね。何でこんなもん、移動させてくれりゃ、ぐるっとここも広うなるのにいうような感じで提案させてもらったんですが、答弁の中では、頭上2.5メートルいうのでいくと、単純にずらせばいいいうもんじゃないみたいな

んで、ただ、上がだめなら横とか下とか地下とか、何か邪魔になるところを邪魔にならんようにというような感じで、この辺ならできますよというような。要は、あと行政にお聞きしたいのは、それを含めてじゃけど、今のも含めて、ここをどうすりゃ、提案はしたけど、それだけじゃなく、こういうふうにするすりゃ、もっとちいともよくなるよいうのを、行政、皆さん、どっちかや道路のプロですから、答弁したことだけに返してくれて、これはこういうあれで難しいんですよ、それはそれでええんですが、ここで聞きたいのは、あそこをもうちょっとするとしたら、こういう手もありますよというようなのを、経験をしとるわけですから、我々はあせえ、こうせえいうばかりじゃけん、それじゃなくて、特に福代技監あたりは、ずっと整備局で道路のほうをしっかりとやってきたんだから、いろいろな経験があると思います。そんなところでしっかりと力を発揮して、こういうふうにしたらいけるかもわからんというようなアイデア的なものがあつたら、それを答弁で、やる、やらんは、町長がまたいろいろおるけん、誰がそがいなものというかもわからんけど、その辺をちょっと提案を最後にお聞きします、これを改善するのに何かあれば。

○議長（川本英輔議員） 福代技監。

○技監（福代智之君） 議員から5点ほど、細かなといったら失礼ですけど、改善方法の御提案もいただいております、基本的に、例えば坂小屋浦線のような立体高架をつくるといった折には、前後の既存の踏切を廃止することも含めて検討しろとか、あるいは踏切を広げるといってお話もありましたけれども、そういった場合には、かえって踏切で事故ということになると、列車と車、歩行者、自転車含めてですけれども、重大事故につながるということもあって、逆に踏切部のみの拡幅といったことに対しては、一般的には否定的というか、難しい問題だなというふうに思っております。

先ほどの産業建設課長からの説明にもあつたように、ちょうどこの横浜西踏切の部分は、単純に踏切を渡って国道とつなぐという形だけではなくて、広島呉道路の高架橋もある、その建設と絡めて、国道を横断される歩行者、自転車の安全を確保するという意味で地下道もあり、あるいは、広島呉道路の広島側から31号に出てきたところの交差点を、そのまま踏切を渡るような形で接続するということになると、非常に交差点の形状も複雑になりますし、交差点の大きさそのものも大きくなるということで、かえって交通事故を助長するような形にもなりかねないということで、いろいろ制約条件がある中で工夫がされ、現状のような形になっているものだというふうに思

っております、なかなかこの踏切の部分について抜本的な対策をとることになると、今すぐ妙案があるわけではございませんので、そのような中で、少しでも、今、利用されている方が使いやすくなるようにということで、議員のほうから御提案いただいたようなことを、まずはJRのほうと条件の確認から始めさせていただいて、どのような対応がとれるのかということを具体的に詰めていくといったこと、それからあわせて、議員の御提案の中にもあったように、坂小屋浦線の高架橋がまだできてないということから、総頭川への交通の集中を回避するような形で、横浜の踏切を利用されている方も多数あるというような状況も認識しておりますので、あわせて坂小屋浦線のJRと国道をまたぐ高架橋が一日でも早く完成するようにということで、予算確保と早期整備を並行して働きかけてまいりたいと思っておりますので、引き続き、御支援をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

日程第2 発議第1号「総合計画調査特別委員会の設置について」を議題にします。
提出者より提案理由の説明を求めます。

大田議員。

○11番（大田直樹議員） 総合計画調査特別委員会の設置について御説明申し上げます。

発議第1号、総合計画調査特別委員会の設置について。

本特別委員会は、坂町議会委員会条例第5条の規定に基づき、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切に対応するために、平成30年度議員研修及び市町村議会との議員交流会を実施することを目的として設置するものでございます。

なお、委員の定数は11人といたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） 本案の提出者は議員全員です。

質疑、討論を省略し、直ちに発議第1号を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

発議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ただいま設置された総合計画調査特別委員会の委員定数は11人です。坂町議会委員会条例第6条第2項の規定により、全議員11人を委員に指名します。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

全議員11人を委員に選任することに決定しました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時29分）

（再開 午後 1時30分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 正副委員長の互選結果を報告します。

委員長に中川ゆかり議員、副委員長に瀧野純敏議員が選任されました。中川議員、瀧野議員、よろしく願いいたします。

先ほど、総合計画調査特別委員会から、坂町議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、閉会中の継続調査についてを追加日程第1として議題とします。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

本定例会の会期は6月7日までとしておりますが、坂町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

最後に、町長から発言を求められております。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 平成30年第2回坂町議会定例会が閉会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会にお願いをいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決定をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

なお、皆様より賜りました御意見につきましては、今後、これを十分に検討をいたしまして、これからの町政の執行に反映をさせていきたいというふうに思っております。

昨日は広島県も梅雨入りをいたしました。蒸し暑い日が続くと思いますが、皆様方には御自愛をくださいますとともに、これからもなお一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、平成30年第2回坂町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（閉会 午後1時33分）

上記記録の内容が正確であることを証するため署名する。

坂 町 議 会 議 長

議 員

議 員

議 員